林　政　審　議　会　議　事　録

１　　日時及び場所　　　　　平成１５年　３月１３日（木）
　　　　　　　　　　　　　　三田共用会議所　第３特別会議室

２　　開会及び閉会の時刻　　１０：００～１２：０１

３　　出席者

委　員	木平会長	青山委員	有馬委員	池淵委員	太田委員
	岡島委員	海瀬委員	加倉井委員	栗原委員	庄司委員
	高木委員	古河委員	惠 委員	横山委員	鷲谷委員

幹　事　　関係府省

林野庁

４　　議　題

議　　事　（１）平成１４年度森林及び林業の動向に関する年次報告（案）について

（２）平成１５年度において講じようとする森林及び林業施策（案）について

５　議事の内容

午前10時00分　開会

○佐藤林政課長　それでは、お待たせいたしました。予定の時間がまいりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

最初に、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日、委員22名のうち、15名の方がご出席と伺っております。現時点で、岡島委員、それから太田委員、池淵委員がちょっとおくれておられますけれども、間もなくお見えになる予定でございます。

林政審議会令第６条第１項によりまして、当審議会の定足数は過半数とされております。現在、委員22名のうち12名の方がご出席いただいております。過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立しております。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

○木平会長　皆さん、おはようございます。

本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方には、ご多忙のところお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、まず、施策部会で審議されました「平成14年度森林及び林業の動向に関する年次報告（案）」の第一部「森林及び林業の動向」及び第二部「森林及び林業に関して講じた施策」につきましてご報告をいただき、森林・林業基本法第10条第３項の定めるところによります「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、農林水産大臣の諮問を受け、皆様にご審議いただいた後、答申を行う予定になっております。

また、説明事項といたしまして、林野庁から今国会に提出されます、林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案並びに森林法の一部を改正する法律案について説明いただき、さらに、松くい虫被害対策及び世界自然遺産候補地に関する検討会につきまして報告を受けることになっております。

それでは、議事に入る前に、林野庁長官のごあいさつをお願いいたします。

○加藤長官　おはようございます。林野庁長官の加藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中を早朝からお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。

今、会長からお話がございましたとおり、本日は、森林・林業白書につきましてご審議

をいただきたいというふうに考えているところでございます。

白書につきましては、実は、施策部会でご議論をいただいておりまして、案がまとまったということでございますので、本日、お諮りするわけでございますけれども、今回の白書におきましては、第Ｉ章で「世界の森林の動向と我が国の森林整備の方向」というものを特集させていただいております。

ご承知のとおり、昨年は、地球サミットから10年ということで、ヨハネスブルグ・サミットが行われたわけでございますし、この３月には「世界水フォーラム」というものを我が国で行うというようなことでございます。さらには、地球温暖化防止のための議論がＣＯＰ７以降も続いているわけでございまして、そういう点でまいりますと、世界の森林についてもう一回改めて考えてみるということが必要ではないかというふうに考えたところでございます。

いずれにしましても、森林の絶対量が減少している今の地球環境を考えれば、森林の保全を図っていくことがさらに重要になっているのではないかということを訴えることが必要ではないかというふうに思ったところでございます。

ただ、森林の保全といった場合に、量的な保全、あるいは質的な保全ということもございますけれども、実は、地球環境というものを考えていくと、保全だけでは事が終わらないのではないかというふうに思っております。例えば、今まで地域でそれぞれ薪を使って、森林を利用してきたわけでありますけれども、そういったものが本当に石油にかわっていいのかということでいきますと、やはり再生可能資源というものをいかに有効に使っていくかということも一方では必要でありまして、そういった保全と利用の調整というものをどういうふうに図っていくのかということが実は本質的な課題ではないかというふうに思うところでございます。また、そういった世界のあり方の中で我が国が何をすべきかということを考えていかなければいけないということではないか。

白書で十分にそこまで描き切れたかというところはあろうかと思いますけれども、Ｉ章で、そういったものに我々として取り組んでいきたいということで取りまとめをさせていただいたところでございまして、ぜひ、いろいろなご意見を賜って、ご審議いただければありがたいというふうに思っております。

そのほかには、森林の整備、保全と山村の活性化、あるいは、林業の問題、木材の問題、さらに国有林の問題につきまして、それぞれ取りまとめを行っておりますので、よろしく

お願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきたいと思います。

○木平会長　ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

第１の議題、「平成14年度森林及び林業の動向に関する年次報告（案）」につきまして、これについては施策部会で検討されてまいりました。私、施策部会長をやっておりますので、概要を報告させていただきます。

施策部会における審議は、昨年の６月と10月、それから、ことしに入りまして、１月と３月、計４回開き、議論を重ねてまいりました。

まず、第１回の会合では、作成に当たっての主要検討課題、あるいは、今後講ずべき施策等についての基本的なことのフリートーキングがありました。

次に、２回目の会合では、作成に当たっての基本的な考え方、本文の構成の骨格、記述すべき事項のポイント、そういったものについての議論が行われました。

それから、本年に入りまして、１月30日に開かれた第３回の会合では、本文の記述について、林野庁から示された第１次案に基づきまして審議を行いました。

さらに、３月５日、そこでは、それまでの議論を踏まえて修正された案文に加えて、第一部の「森林及び林業の動向」及び第二部の「森林及び林業に関して講じた施策」及び「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策」についての記述について審議されました。

このような経過で議論が進みましたが、そこでの主な議論について報告いたします。

まず、最初のフリートーキングでは、ことしはヨハネスブルグ・サミットの開催年に当たるのだということで、それにふさわしいような白書にすべきではないか。また、木材産業の現状というものを十分分析して、今後の方向性を見出す必要があるのではないか。また、多面的な機能の発揮をするために、林業だけで担っていくことは無理であり、国民参加で実施していくということ、これを前面に出してはどうか。それから、国産材を使う国民的運動を展開する必要があるのではないか。こういった意見が出されました。

また、林野庁の方からは、地球サミットからちょうど10年目に当たる14年度は、ヨハネスブルグ・サミットが開かれる節目の年でもあるので、世界の森林の減少あるいは劣化、木材消費の動向から地球環境等に及ぼす影響について分析したい、それらを踏まえて、我が国の国際貢献のあり方、国内の森林整備の方向を特集テーマとしたいという提案があり

ました。

これに対して委員の方から、日本の国民生活の中で世界の木材がどう関係しているかというようなことを国民が興味を持つ身近な題材を盛り込む必要があるのではないか。それから、世界の森林の動向の中で日本の森林・林業をどう考えるか。あるいは、日本の森林・林業が世界の森林とどう関係しているか。これらについて力点を置くように。また、海外では伐られ過ぎている、一方日本では、伐られないために森林が問題を起こしているということについて記述し、どうすれば森林が資源として利用されるかについて記述するように。こういった意見が出されました。

また、山村を取り巻く厳しい実態が国民に伝わるような具体的なことを取り上げる必要があるのではないか。あるいは、もっと政策提言を行ったらよいのではないかというような意見が出ました。

また、本文に関しましては、第Ⅰ章「世界の森林の動向と我が国の森林整備の方向」、これがタイトルですが、これについては、資源循環型社会の構築に森林整備が必要であるということ、これをもっと強く記述してはどうか。森林の減少・劣化が進んでいる途上国での森林造成の重要性と、造成のための我が国の積極的な貢献の必要性を強く記述してはどうかなどの意見が出されました。

また、第Ⅱ章以下については、違法伐採、持続可能な森林経営、認証・ラベリング、この３点はキーワードであり、その因果関係をよく記述するように。それから、野生鳥獣の被害と山村社会の関係について記述してはどうか。また、林業普及員の活動あるいは役割の重要性についても記述するように。最後に、木質バイオマスは環境への負荷の小さなエネルギー利用であるということが伝わるようにしなさい。こういった意見が出されました。

このほか、４回の施策部会の議論では、多くの意見が出されて、大変熱心な議論が行われました。

なお、第二部の「森林及び林業に関して講じた施策」については、特段の意見は出ませんでした。

以上、概要を説明いたしました。

それでは、続きまして、この報告の第一部「森林及び林業の動向」及び第二部の「森林及び林業に関して講じた施策」の内容につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○新木企画課長　企画課長でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料３でございますけれども、「平成14年度森林及び林業の動向に関する年次報告」、それから「講じようとする施策」の要旨が配られているかと存じます。これに即しまして、年次報告の第一部と第二部につきましてご説明いたします。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

１ページには「はじめに」とございます。これは、今回の年次報告の動向編の基本認識と各章の要点をまとめたものでございます。

今回の年次報告につきましては、先ほどもございましたように、「世界の森林の動向と我が国の森林整備の方向」を特集として取り上げております。基本認識といたしましては、世界の森林は過剰伐採等によりまして減少・劣化している一方、我が国の森林は、利用されないことによりまして、整備が行われず劣化するおそれがあるという状況にございます。こういう中で、森林の多面的機能を発揮させるために「持続可能な森林経営」の推進が課題となっておりまして、１ページの下の方でございますけれども、我が国としては、開発途上国での自立的な森林の造成・保全に向けた協力を積極的に行う必要がある。また、次のページにまいりまして、国内の森林資源を十分に活用する必要があるというようなことを記述いたしております。

そのほか、第Ⅰ章から第Ⅴ章までの要点を記述いたしております。

３ページにまいりまして、「トピックス」でございます。

今回から「トピックス」を新たに設けたものでございまして、これは、平成14年度の特徴的な動き、それから、国民の関心を集めた出来事を紹介しております。今回は６つのトピックを取り上げております。まず最初に、４ページにまいりまして、「ヨハネスブルグ・サミットの開催とアジア森林パートナーシップの発足」。５ページは「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の策定」。６ページにまいりまして、「森林環境教育の推進」。７ページでございますけれども、平成14年11月に全国森林組合連合会によって策定されました「森林組合改革プラン」を中心といたしました「森林組合の改革」。８ページにまいりまして、昨年の12月に閣議決定されました「バイオマス・ニッポン総合戦略の推進」。９ページにまいりまして、昨今の国産材を利用いたしました集成材、合板の生産につきましてまとめております。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

第Ⅰ章の「世界の森林の動向と我が国の森林整備の方向」でございます。

世界の森林の面積でございますけれども、右の図のⅠの１にありますように、2000年までの10年間の計で9,400万ヘクタール減少いたしております。これは我が国の国土の2.5倍に該当いたします。その96%がアフリカと南米の熱帯林でございます。このように、開発途上地域では森林が減少いたしておりますけれども、先進地域でも大気の汚染による樹木の立ち枯れ、あるいは、大規模な森林火災等によりまして森林の劣化が進んでおります。

次に、木材消費でございますけれども、世界の木材消費量は、人工の増加と相まって、長期的には増加傾向で推移いたしております。特に開発途上地域での木材消費量の伸びが顕著でございまして、11ページの図のⅠの２にございますようなグラフに出ておるところでございます。アフリカではここ40年で木材消費量が倍増いたしております。中国は、このほど我が国を抜いて世界第２の木材輸入国に躍進しているところでございます。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

「森林の減少・劣化の影響」でございます。

森林が減少・劣化いたしますと、世界の水不足の状況を一層深刻化させるおそれがあります。それから、二酸化炭素の濃度の増加、砂漠化に対する拍車をかける要因ともなります。また、利便性や効率性を優先した木材貿易を続けておりますと、これもまた森林の減少・劣化に拍車をかけるおそれがあるわけであります。そういう中で、我が国はＷＴＯの交渉の中で、再生産可能な有限天然資源である森林の持続的利用の観点から、市場アクセスについて特別の配慮等を求めているところでございます。

次に、「持続可能な森林経営」の推進でございます。

下にございますように、森林が減少している地域におきましては、森林の保全と利用の両立が重要な課題でございますけれども、これがなかなか難しいということで、これを推し進めていく必要があるということでございます。

14ページにまいりまして、上の方にございますけれども、資源循環型社会の構築に向けまして、「持続可能な森林経営」の推進に国際社会が一体となって取り組む必要があるといたしております。

それから、昨年、2002年の夏にはヨハネスブルグ・サミットが開催されまして、「持続可能な森林経営」の推進の重要性が再確認されているところでございます。また、この際、「アジア森林パートナーシップ」が発足いたしまして、違法伐採対策等の活動を行ってい

るところでございます。

また、森林認証・ラベリングの取り組みが世界で行われているところでございまして、我が国でも国民の関心が高く、我が国の森林の状況に応じた認証制度の確立に向けた準備が進められております。

また、違法伐採でございますけれども、「持続可能な森林経営」を推進する上での阻害要因でございまして、解決しなければならない課題であると記述いたしております。

それから、この３月に「第３回世界水フォーラム」が開催される予定でございまして、ここでは水に関する森林の役割につきまして活発な議論が行われることとなっております。

それから、「我が国の国際貢献と国内での適切な森林整備の推進」でございます。

まず、国際協力でございますけれども、我が国は、先進国といたしまして、開発途上国におきます森林の多面的機能が持続的に発揮されますよう協力を積極的に行っていく必要があるといたしております。

16ページにまいりまして、我が国の森林整備でございますけれども、17ページの図のⅠの６にございますように、実は、我が国の人工林の蓄積は毎年増加いたしておりまして、量的には資源は充実しつつあります。しかしながら、長引く木材価格の低迷等から生産活動が停滞し、森林の多面的機能の発揮に支障を来すおそれがございます。

世界の方は、過剰な利用によって森林面積が減少・劣化いたしておりますけれども、我が国の森林は利用されないことから劣化するおそれがあるということでございます。世界有数の木材輸入国である我が国は、世界の「持続可能な森林経営」を推進する観点から、国内の森林を十分に活用することが国際社会の一員としての責務であるというふうに記述いたしているところでございます。

18ページにまいりたいと思います。

次は、第Ⅱ章「森林の整備、保全と山村の活性化」でございます。

まず、地球温暖化防止でございます。平成９年の京都会議におきまして、森林の吸収量の上限が3.9％と決められたわけであります。しかしながら、現状程度の森林整備の水準で推移した場合には、この3.9％を大幅に下回るおそれがあるところでございます。こういう中で、昨年の12月、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定いたしまして、右のページにありますような項目に即しまして対策を進めることといたしております。

また、いわゆる環境税につきましても議論が進んでおりまして、中央環境審議会では、

平成17年、2005年以降、早期に温暖化対策税を導入すべきとされておりまして、また、税収の使途といたしましても、吸収源対策等も列挙されているところでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと存じます。

「適切な森林整備の推進」でございます。

ここの箇所では、森林施業計画の制度改正の状況、それから、「緊急間伐５カ年対策」の推進の状況、それから、育成複層林施業、長伐期施業、広葉樹の導入等の施業の状況、それから、花粉症対策、林内路網の整備、高性能林業機械の活用等につきまして記述いたしております。

また、公共事業に関しまして、森林整備の事業の長期計画である森林整備事業計画と、同じく長期計画である治山事業計画を統合する必要があるということにつきまして、実は今国会に法案を提出しているところでございまして、これにつきましては、後ほど計画課長から説明があるところでございます。

また、「森林の保全」でございますけれども、保安林の整備を進めてございます。右のページの図のⅡの２にありますように、我が国森林の４割に当たる面積に達しておるところでございます。

そのほか、トキの野生復帰に向けた生息環境としての松林の保全、あるいは、野生鳥獣の被害防止等の対策を進めているところでございます。

22ページをお開きいただきたいと存じます。

「多様な主体による森林づくりの推進」でございます。

「もりのくに・にっぽん運動」が国民運動として展開されているところでございます。右のページにございますように、「森の名手・名人100人」の選定というようなことを行っております。また、上下流の連携による植林や間伐等の森林整備が広範に展開されております。また、漁業関係者による森林整備も活発になっております。それから、ボランティア活動による森づくりも活発化いたしております。

それから、「森林環境教育の推進」でございまして、これらを積極的に推進しているところでございますが、学校林の活用につきまして、今回の白書では分析し、記述いたしておるところでございます。

また、里山林でございますけれども、森林環境教育やレクリエーションの場、あるいは健康づくりや生涯学習の場として活用していくことを記述いたしておるところでございま

す。

24ページをお開きいただきたいと存じます。

「山村に期待される役割」でございます。

近年、山村に対する国民の期待は、自然に触れ合い、心身をリフレッシュするというようなことのほか、二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫としても期待されているところでございまして、多様化、高度化いたしております。こういう中で、山村と都市が連携して共生していく意義は大きいといたしております。

また、「山村の活性化に向けた取組」でございますけれども、地域資源を活用した多様な産業の育成、あるいは諸施設の整備、それから、木質バイオマス等の利用、グリーンツーリズム、森林環境教育等の推進を記述いたしております。

26ページにまいりたいと存じます。

第Ⅲ章の「林業の持続的かつ健全な発展と課題」でございます。

林業経営につきましては、立木価格が低下する中で非常に厳しい環境にあるわけでございます。右の図のⅢの１を見ていただきたいと存じますが、人工林の伐採率でございますが、９齢級で見てみますと、昭和62年には６％でございましたのが、平成12年には１％に低下いたしております。こういう中で、植林や下刈り等の森林施業を行う林家の割合も低下傾向にございまして、また、在村者あるいは林業後継者の不在というものが森林施業の実施割合を低下させることが懸念されているところでございます。

それから、下の方は森林組合に関する記述でございます。

森林施業の委託先として重要な役割を果たしておる森林組合でございますが、その経営基盤は概して脆弱でございまして、先ほど申しましたように、森林組合改革プランによりまして改善を推進しているということでございます。

次に、28ページにまいりたいと存じます。

「林業の生産性の向上と施業や経営の集約化」でございます。

集材方法につきましては、右の図のⅢの４に見ていただけますように、林内作業車系あるいは高性能林業機械系というものが推進されております。これとあわせまして、コスト縮減に向けましたもろもろの整備を行う必要があるといたしております。

また、林業の施業や経営の集約化でございますけれども、現実的には、やはり長期の受委託というものを推進していくことが重要であります。この意向調査をした結果では、林

家の方は、「任せたい」あるいは「任せている」といったような方々が半数を超えておりまして、今後の推進が期待されるところでございます。

30ページをめくっていただきたいと存じます。

特用林産物の関係の記述をいたしております。特に生産額の４分の１を占める生シイタケにつきましては、国際競争力の観点から総合的な対策を実施しているところでございます。

また、林業労働力でございますけれども、新規就業者がふえておる傾向にあるほか、緊急雇用対策による森林作業への従事を進めておるところでございます。また、本年度、補正予算によりまして「緑の雇用担い手育成対策事業」というものを新たに創設いたしまして、本格的就業あるいは地域への定着を図るような取り組みを推進しているところでございます。

32ページをお開きいただきたいと存じます。

第Ⅳ章の「木材の供給の確保と利用の推進」でございます。

森林の持つ多面的機能の発揮のためには木材の利用を推進することが非常に重要でございます。木材にはいろいろな有用性があるわけでございまして、再生産可能であるとか、あるいは、環境への負荷が小さい、健康面でもいい、こういったことを国民に対し積極的にＰＲすることが重要であるといたしております。

住宅建築関係につきましては、「顔の見える木材での家づくり」の推進が図られておりまして、これを今後とも進める必要がある。あるいは、マンション等の内装材、それからリフォーム資材等、新たな需要に対応していくことが重要であるといたしております。

また、下の方には「公共部門等における木材利用の推進」が掲げられておりまして、学校施設等の公共施設、あるいは公共土木事業での木材利用が推進されておるところでございます。

次に、34ページをめくっていただきたいと存じます。

上の方でございますけれども、消費者は木材は高いものというふうに思っていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。そういうことから、右の図にございますように、実は、10.5センチ角４メートルの柱は１本1,850円なんだというような正しい理解を推進していく必要がある。また、木材住宅建築費の中で木材価格の割合は実は１割から２割にすぎないというふうなことも普及を図っていく必要があるというふうなことでございます。

それから、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づきます木質バイオマスの活用を推進する必要があるといたしております。

次に、「木材の需給動向」でございますけれども、平成13年の木材需要量は約9,000万立米ということでございまして、実は58年以来の低水準となっております。

供給の方につきましては、これも減少いたしておりますが、自給率は18.4%となっております。

また、木材価格でございますけれども、需要の多い構造用集成材の価格が上昇しておるところでございまして、一方、スギ製材品の年平均価格は下落傾向にあるということでございます。

36ページにまいりまして、「木材の供給体制の確立に向けた課題と取組」でございます。

原木市場につきましては、整理合理化等の改善を行う必要がある。

それから、製材工場につきましては、小規模工場が７割を占めておりますけれども、右のグラフにありますように、近年大きな製材工場が増加している状況でございます。そういう中で、乾燥材の割合が12%と低位にございますので、これを改善していく必要がある。

それから、集成材、合板、これらにつきまして、国産材の活用というものが進んでおりまして、これを今後とも進めていく必要があるということでございます。

38ページにまいりまして、国有林野事業の改革でございます。

下半分にございますように、「国民の森林」ということで取り組みを進めておるところでございます。また、自然環境の維持、保全のために、新たな保護林の設定、あるいは、保護林どうしをつなぐ「緑の回廊」を設けたりいたしております。

40ページにまいりまして、上の方でございますけれども、神社仏閣等に必要な材木の提供のために「古事の森」づくりというものも推進いたしております。そのほか、国民に開かれた管理経営、あるいは、森林の流域管理システムの中での民有林との連携、こういうものを進めております。

「改革の推進」といたしまして、民間委託の推進、それから、財政につきましても非常に努力をいたしておりまして、新規借入金が前年度より減少いたしておるところでございます。

以上が、第一部「森林及び林業の動向」の説明でございます。

第二部の「森林及び林業に関して講じた施策」につきましては、要旨は省略いたしてお

ります。これは、昨年策定いたしました「14年度に講じようとする施策」、これを実行ベースで見直しまして、記述を整理したというものでございます。

簡単ではございますけれども、以上をもちまして説明とさせていただきます。

○木平会長　ありがとうございました。

本年度の森林・林業白書は、世界の森林ということから、日本の森林の整備、林業の活性化、木材の利用、国有林、５つの章から成りまして、地球レベルの問題から非常に身近な問題まで含んでおります。今要点をご説明いただいたんですが、詳しい中身については、お手元にある非常に分厚い資料に詳しく書いてございますが、これについては今ごらんいただくのは無理だと思いますけれども、今の説明の範囲内でいろいろ皆さんからご質問なりいただきたい、こう思います。どなたからでも結構です。お願いいたします。

○高木委員　ことしの年次報告、世界から始まって、非常に立派なものになっていると思います。特に、現状の世界をどう認識するかということで論議されているので非常によろしいかと思いますが、４つの点でご質問というか、基本的な立場から、ご意見といいますか、申し上げたいと思うんです。

１つは、第Ⅰ章のところでも非常に強調されていることなんですけれども、森林と貧困の関係、特に開発途上国における貧困の関係というのはやはり重要な問題だというふうに思います。中国で植林などに携わっているＮＧＯの人たちの話を聞きますと、植林が成功するかどうかというのは、気象がどうかというような自然環境よりも、人間の問題、貧困の問題、例えば、地域の貧しい少数民族がヤギを飼っておりまして、そのヤギが植えた木の根まで食べてしまう、こういうようなことで、繰り返しやってもなかなかうまくいかない。

そういう意味で、ヤギというのはたんぱく源としては一番効率のいい生物らしいんですけれども、そういうような貧困とのかかわりというのを総合的に解決していく対策を持たないと、森林の面からだけ考えてもうまくいくわけではないので、その点では他の省庁と連携をとったＯＤＡとかいうものを考えていただいて、貧困対策とセットにした森林のあり方というのを日本の立場としてぜひ考えていきたい、これが第１点であります。

それから、第２点といたしまして、森林と治山の一体化という観点が出されておりますが、これも大変いいことだというふうに思いますけれども、実は、14ページのところに水と森林の関係についての記述がちょっとございますが、森林の一体化は出されているんで

すけれども、治水との関係が明示されていないというのは、記述の論議の一貫性からいうとちょっと問題があるのではないか。むしろ、森林、治山、治水の一体化という観点を、これも他省庁との関係がありますので、林野庁でどこまで言えるのかわかりませんけれども、論議としてはやはりきちっと出しておくべきではないかというふうに思っております。

それから３点目は、森林に関する就業、雇用の問題が非常に多く取り上げられておりまして、これも前進的だと思いますけれども、さらにこれを積極的に考えていただきたいというふうに思います。

例えば「古事の森」というようなことが唱えられておりまして、これは木材の利用ともかかわっているわけですが、たしか島根県だと思いますけれども、社寺の修復なんかについて、職業訓練を新たに行いまして、従来の技能を伝承していくという立場でちゃんとした訓練を行わないと実はうまくいかないというようなことがありまして、単に雇用、就業を拡大するということだけではなくて、森林・林業の分野でもそうですが、関連分野でもそうですけれども、雇用、就業の拡大に加えて職業訓練とか能力開発という点をぜひやっていただきたい。

これは住宅関連でもそうで、前にも議論があったと思いますけれども、設計に携わる人たちが国産材利用のちゃんとした知識をなかなか持たなくなってきているというようなこともありまして、この点をぜひ少し広げて、せっかく雇用、就業が積極的に取り上げられるようになっておりますので、もう少し突っ込んでぜひ論議をしていただきたいというふうに思います。

４点目は、今の問題ともかかわるんですけれども、高性能機械の利用なんかで生産性を高めるという観点は不可欠でありますけれども、技術至上主義にならないような配慮をぜひしていただきたいというふうに思っております。

あちこち見せていただきますと、大型の高性能機械を入れてやるんですけれども、やったところがぬかるみで、地盤が緩んで、かえって山を破壊しているというような実態もあるわけで、そういう意味では、高性能技術を入れるというだけでなくて、それをいかに使うかという人間の面をちゃんとしていかないと活用されない。本当の意味での森林・林業の発展に資さないということで、そこらは人と技術の関係をきちっとしていただくと非常にいいのではないか。

以上４点、申し上げたいと思います。

○木平会長　ありがとうございます。

第１点の森林と貧困との関係、これについては、日本の海外援助の長い歴史の中で、森林をつくるだけが援助じゃない、その前に、その地域の人々の生活、そういうものをつくっていかないといけないということで、最近では「社会林業」あるいは「コミュニティー・フォレストリー」というような方向で、例えばネパールとかタンザニアなんかで行われて、相当の効果があるというようなことを伺っております。まさにおっしゃるとおり、人の生活をよくしないと森林は究極的にはよくならない。ご指摘のとおりだと思います。

それから２番目の、森林と治山の一体化について、水を通して森林、治山、それから治水の方も一体化が必要ではないかというご指摘だと思います。

それから３つ目の、雇用について、単なる量的な拡大じゃなくて、技術あるいは能力の開発というところも必要ではないか。

最後に、高性能機械について、能率だけじゃなくて環境保全とか、そういった他の面についての配慮が必要だ。非常に貴重なご意見だと思います。

何か事務局の方からコメントございましたら。

○辻森林整備部長　森林整備部長でございます。

２点目の、治水、そして治山と森林整備の関係でございますけれども、今、高木先生ご指摘のような治山と治水につきましては、昭和35年、伊勢湾台風を契機に治山・治水緊急措置法というのを設けまして、公共事業の長期計画として一緒につくっているわけでございます。しかし、今回、国土交通省の方では、国土交通省で所管する公共事業を一括して公共事業の長期計画を策定するといったようなこともございますし、もう１つ、林業経営が非常に厳しくなってきてございまして、保安林整備をやっている比率というのが治山事業の中で20％ぐらいになってきてございまして、そういう点では、治山と森林整備を一本化した長期計画をつくるということでございます。

ただ、治水との連携でございますけれども、これは、国土交通省の方でつくってございます社会資本整備重点計画法の中で、治山事業と調整をするという一項が、条文が入ってございますし、森林整備保全事業計画では、国土交通大臣との協議をするということになってございますので、事業実施の段階では十分治水と連携してやってまいりたいというふうに思っております。

○小西林政部長　雇用対策の件でございますけれども、本文の123ページにも書いてござい

ますけれども、私どもとしては、今、「緑の雇用担い手育成対策事業」ということで、緊急雇用対策で半年就業した人をさらに本格的な就業につなげるということで、１年間のオン・ザ・ジョブトレーニング、ＯＪＴを通じてさまざまな専門的な知識や技能を習得していただくということで、そういった訓練、能力開発、技能習得、これを積極的に本事業によって行いまして、本格的な就業につなげたいというふうに考えてございます。

○木平会長　ありがとうございます。

　多くの意見をいただきたいんですけれども、きょうの議題が大変詰まっておりまして、この辺でこのことについてはご了解いただくということでよろしいでしょうか。

　ありがとうございます。それでは、「平成14年度森林及び林業の動向に関する年次報告」の第一部及び第二部については、この会といたしましては了承するということでございます。よろしゅうございますか。――ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

　それでは、次に、「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、農林水産大臣の諮問をいただきたいと思います。

　それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことで、お願いしたいと思います。

○加藤長官　それでは、諮問文を代読させていただきます。

　林政審議会会長木平勇吉殿　農林水産大臣大島理森

　「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」について諮問

　森林・林業基本法第10条第３項の規定に基づき、別添、「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」について貴審議会の意見を求める。

　よろしくお願いいたします。

○木平会長　ただいま諮問をいただきました「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、これも施策部会におきまして議論がありましたので、それについて要点をご報告いたします。

　「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」については、施策部会の第３回会合及び第４回の会合において審議いたしました。「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきましては、森林・林業基本法の規定に基づいて政府が毎年林業の動向を考慮して、平成15年度において予定されている予算措置、立法措置等に

つきまして取りまとめたものであります。そして、国会へ提出を予定しているものであります。施策部会においては、特段、具体的な意見はございませんでした。

続きまして、内容の要点について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○新木企画課長　資料の３でございますけれども、「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、42ページに要点をまとめておりますので、お開きいただきたいと思います。

「15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」でございます。

「位置づけ」につきましては、森林・林業基本法に基づきまして、動向編として取りまとめられる「森林及び林業の動向」を考慮いたしまして閣議決定し、そして国会に報告するところでございます。具体的には、15年度の予算案、それから、今回の国会に提出しております予定法案等を森林・林業基本計画の構成に沿って記述いたしております。

また、作成に当たりまして、林政審議会の意見を聞くこととされておるところでございます。

「総論」といたしましては、森林・林業基本計画に沿いまして、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」をはじめといたします各般の施策につきまして総合的に講じていくということといたしております。

それから、「具体的施策」につきましては、下にございますように、まず第１といたしまして、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全」、次のページにまいりまして、第２の「都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興」、第３といたしまして「林業の持続的かつ健全な発展の確保」、第４といたしまして「林産物の供給及び利用の確保」、第５といたしまして「研究・技術開発と普及」、第６といたしまして「国有林野事業改革」、第７といたしまして「国際的取組の推進」というようなことで、各項目に分けて整理いたしているところでございます。

甚だ簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○木平会長　ありがとうございました。

ただいま説明のありました「15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

○横山委員　横山です。

私、初めてこの審議会に新たに加えさせていただいた者ですので、少し確認をさせてい

ただきたい点がございます。

施策についてお尋ねしたい点は、山村という地域の政策、いわゆる産業、なりわいとしての林業の整備事業ではなくて、いわゆる山村ないし裾野、地域の政策としての視点がどこまで入っているのかということをお尋ねしたいと思います。

農業の方でも、なりわいとしての農業から農業・農村整備事業に変わってきています。それとの対比で、林業の施策については、山村振興なりいわゆる林業・山村整備事業というような地域政策の観点がどの程度入っているのかといったときに、「具体的施策」の中の２番目に「山村振興」ということが入っているのでございますけれども、このときに、山村と農村、いわゆる農業・農村整備事業で行う農村と山村の位置関係が私は十分わかっていないのでご質問するわけですけれども、農業・農村整備事業の中で行われている施策で山村の持続可能性が十分果たされているという認識でいいのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○木平会長　ありがとうございました。

地域政策ということで、山村あるいは農村を含めた政策についてどうなっているか、こういうご質問ですが。

○梶谷計画課長　まず、所掌の関係ですけれども、山村、農村を含めてだと思うんですが、法律上でいきますと山村振興法という法律がありまして、それの所掌につきましては農林水産省も携わっているということで、その一部を林野庁も担当しているという状況であります。したがいまして、すべて山村に関する施策を林野庁がカバーしているというわけではなくて、その一部については携わっているという関係があります。

農村と山村、これはどう違うかということでありますけれども、山村をとらえるときには、我々としては、基本的には、山村振興法によります山村、これを中心として考えているということであります。

それで、事業的にどういうふうな振り分けがあるかといいますと、林野庁としては、当然のことながら、森林・林業、これに関連して山村対策を行っていくという考え方に立っております。したがいまして、森林資源というものを中核として、林業というものは当然入りますけれども、森林というものを中核とした新たな取り組み、その中に入りますのは、例えば、環境教育といった面での対応、あるいは特用林産物を通じた振興、その他、特に森林と関連して山村をいかに振興させていくかという観点での取り組みを行っているとこ

ろであります。

ちょっと不十分かもしれませんが。

○横山委員　そういうお答えですと、まず、林業を下支えするための山村という理解でしかないんじゃないかと思うんです。だから、そうではなくて、森林を保持する、いわゆる林業ではなくて、そのほかの公益的機能を下支えする地域としての山村振興という観点がどこまで入っているのかということです。

○梶谷計画課長　また法律に戻りますけれども、一昨年、制定された森林・林業基本法の中では、山村というのは、森林の多面的機能の持続的発揮という基本理念を実現するという位置づけのもとで、森林が存在する山村、こういう山村の振興を図るというものが位置づけられております。そういう意味で、多面的機能の発揮という観点の対策というものも当然入っております。

○木平会長　ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日、農林水産大臣から諮問をいただきました「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）」につきまして、本審議会の意見を求められたわけですが、意見はございましたけれども、これを含めて、この案については妥当であるという旨の答申をしてよろしいでしょうか。

――ありがとうございます。それでは、字句の修正等がある場合には、会長一任ということでお願いしたいと思います。

それでは、答申案をお配りしますので、ご確認をお願いしたいと思います。

（答申案を配付）

○木平会長　今、お手元にお配りいたしました答申案について、北村副大臣が間もなくお見えになるということになっておりますので、この案で答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「結構です」との発言あり）

○木平会長　それでは、副大臣がお見えになるまで、しばしお待ちください。

ただいま北村副大臣がご着席いただきましたので、農林水産大臣あての答申を北村副大臣にお渡ししたいと思います。

平成15年３月13日付林政企第82号をもって諮問のあった、平成15年度において講じようとする森林及び林業施策（案）については、妥当であると認める。

平成15年３月13日　林政審議会会長　木平勇吉

○北村副大臣　ありがとうございます。一生懸命やらせていただきます。

○木平会長　よろしくお願いします。

それでは、ここで、北村副大臣からごあいさつをいただきます。

○北村副大臣　紹介をいただきました北村直人でございます。

本日は、委員の皆様方には、ご多用中にもかかわらず林政審議会にご出席を賜りまして、森林・林業白書について熱心にご審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

皆様もご承知のとおり、森林は、木材の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止や自然環境の保全、保健、文化、教育的活動の場の提供など、さまざまな機能を発揮しております。特に近年、国民の森林に対する要請は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源としての機能など、公益的機能を中心に高まりを続けておるのは皆さんご承知のとおりでございます。

その一方で、森林整備の担い手である林業は、木材価格の低迷などから生産性が悪化しており、森林の適切な整備あるいは保全を図ることが十分に行われず、その多面的機能の発揮に支障が生じることが危惧されております。このため、森林の多面的な機能の持続的な発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保を基本理念とした平成13年度に策定をしました森林・林業基本計画に沿って、現在、基本理念の具体化に向けて各般の施策を積極的に推進しているところでございます。

特に、林業の活性化のためには、森林から生産される木材の適切な供給と利用の確保が不可欠であります。住宅や公共施設などへの木材利用を積極的に進めているところであります。農林水産省におきましても、今般、大島大臣の指導のもと、所管の補助事業などにおける木材の利用拡大に向けた検討体制を発足させたところであり、引き続き前向きに取り組んでまいる考えでございます。

また、地球温暖化の防止に向けて、京都議定書で我が国が約束をいたしました温室効果ガスの削減目標を達成するため、二酸化炭素の吸収源としての森林の果たす役割の発揮に向けて、昨年12月には「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定したところでございます。これに基づいて、「緑の雇用」の推進などを通じて担い手の育成を推進しつつ、多様で健全な森林の整備、保全などをより重点的に推進していく考えでございます。

平成15年度に当たりまして、ただいま会長からご答申をいただきました「平成15年度において講じようとする森林及び林業施策」の内容について、着実な実施を図ってまいる所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、森林・林業政策の推進全般にわたりまして、引き続き、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。

○木平会長　ありがとうございました。

きょうは北村副大臣にご臨席いただきまして、無事一連の答申を行うことができました。

北村副大臣におかれましては、所用のため、ただいまをもちまして退席されます。ご多用のところ、本当にありがとうございました。

それでは、引き続きまして説明事項の方に入らせていただきます。

まず、林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○新木企画課長　お手元の資料４をお開きいただきたいと存じます。

資料４は「林業金融法案について」となっております。

まず、趣旨でございますけれども、一昨年、林業基本法を改正いたしまして森林・林業基本法といたしまして、森林の多面的機能の発揮、林産物の利用及び供給の確保ということを目的に盛り込んだわけでございます。先ほどの副大臣のごあいさつにもありましたように、木材等の適切な供給と利用の確保は非常に重要であるという観点に立ちまして、川上から川下を通じる林業、木材産業の一体的な構造改革を図るという目的のために、今回、関係の金融制度につきまして、再構築を行うこととといたした次第でございます。

概要でございますけれども、２ページの表に即してご説明いたしたいと存じます。今回の資金制度の見直しの対象は、２つの資金でございます。１つは林業改善資金でございます。これはそこにございますように、国と都道府県の財政資金、これは国が３分の２、都道府県が３分の１ということで、都道府県の特別会計にファンドを形成いたしまして、林業者等に対しまして無利子で資金を貸し付けているところでございます。

現行の状況でございますけれども、ここにございますように、特定の生産方式、あるいは技術導入ということを内容といたしまして資金融通を行っているということで、いろいろと仕切りがございまして使いにくいという話もあるわけでございます。また、主に林業

者等に対して貸し出しておりまして、木材産業分野につきましては、間伐材の加工等、特定の生産方式しか対象となっておりませんで、非常に限定された形となっております。また、現在、都道府県が林業者等に対して直接貸し付けるということでございまして、農林漁業信用基金によります機関保証が利用できない状況でございます。

　こういう状況を踏まえまして、今回の改正案を考えているわけでありますけれども、先ほどの、特定の生産方式、それから技術の導入資金であるということにつきましては、今後は、みずからの創意工夫による新規性、モデル性、チャレンジ性の高い取り組みということで都道府県知事が認めれば、貸し付けることにいたしたいと思います。

　それから、先ほど川上、川下を通じた構造改革と申し上げましたが、木材産業を広く対象として取り込みまして、名称も「林業・木材産業改善資金」といたしたいということでございます。

　それから、先ほどの直接貸し付けの件につきましては、一たん融資機関に貸し付けまして、融資機関から林業者等に貸し付けるという転貸方式を追加いたします。これによりまして、林業者等の立場から見ますとふだんつき合いのある金融機関から借りられるということ、金融機関におきましては金融商品の品ぞろえということ。都道府県におきましては資金管理の面での事務等につきまして軽減されるということがそれぞれメリットでございます。それと、そこに出ておりますように、そういう転貸方式をとりますと、農林漁業信用基金による債務保証が利用できるようになるということでございます。

　以上が林業改善資金の関係でございます。

　次に、木材産業等高度化推進資金でございます。

　この資金の仕組みといたしましては、国が農林漁業信用基金に出資いたしまして、農林漁業信用基金がその出資を都道府県に貸し付けます。都道府県は、それを自己資金も含めて２倍にいたしまして民間金融機関に預けるわけでございます。民間金融機関は、それを３倍ないし４倍にさらにふやしまして木材産業関係者に貸し付けるということで、低利の協調融資という仕組みでございます。

　実は今、林業経営基盤強化法に基づく合理化計画をつくりました木材産業事業者の方に対して運転資金を提供いたしております。林業者に対しましては運転資金がないわけでございますけれども、先ほどの話にもございましたように、今後、林業者の方も、経営や施業の受託ということを含めまして業務を拡大し、担い手として育成を図る必要があるとい

うことでございまして、そういうことになりますと、運転資金も必要となるかと考えるわけでございます。そういうことから、林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画を立てた将来の担い手の方につきまして同じ仕組みで運転資金を提供したいという内容でございます。

以上が林業改善資金と協調融資による運転資金の説明でございます。

もう１点、森林整備活性化資金の関係の改善を盛り込んでおります。これは実は農林公庫の資金でございまして、農林漁業信用基金から農林公庫に原資を寄託いたしまして、それを林業者に対して無利子で貸しておるものでございます。実は農林公庫の造林資金は有利子でございます。それと無利子資金がまざりまして、造林資金の利子を軽減しているという効果があるわけでございます。

森林整備活性化資金は、今までは国が農林漁業信用基金に出資し、それをそのまま農林漁業信用基金が農林公庫に寄託していたということでございますけれども、その原資の供給の方法につきまして、利子補給方式を取り入れたいということでございます。その場合、農林漁業信用基金が民間金融機関から借り入れる。それに対しまして国が利子補給いたしまして無利子の原資を形成する。それを公庫に無利子資金として寄託しまして、あとは森林整備活性化資金として貸し付けるということでございます。原資調達につきまして利子補給の方式を導入する。そのためには農林漁業信用基金が長期借り入れをする仕組みにする必要があるということで、その項目がつけ加わっております。

以上が今回の林業関係の金融法案の概要でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の方からご質問なりお受けいたします。

いかがでしょうか。

特段のご意見がないようなので、次の説明に移りたいと思います。

続きまして、次の資料５の「森林法の一部を改正する法律案（概要)」につきまして、ご説明をお願いいたします。これについては、先ほどの横山委員からのご質問も少し関連したところではないかと思います。

では、お願いいたします。

○梶谷計画課長　「森林法の一部を改正する法律案」の概要につきまして、ご説明申し上げます。資料５であります。

１ページのⅠとして趣旨が書いてありますが、これにつきましては、森林整備部長が先ほどのご審議の中で若干触れられた点であります。まず、２つの背景がございまして、１つは、林業採算性が非常に悪化してきている中で、適正な森林の管理がなかなか進まず、公益的機能が低下した森林が増加してきているという状況があります。

そうした中で、もう１つの背景ですが、公共事業の長期計画をめぐっていろいろな動きがあったということであります。それにつきましては、国交省が抱えている公共事業の長期計画が９本あるのですが、これを一本化する動きがあります。その中で我々にも関係しますのが治山事業であります。従来、治山事業の長期計画につきましては、昭和35年に制定された治山治水緊急措置法に基づきまして、治水、治山、それぞれ長期計画をつくってきたという背景があります。しかしながら、国交省関係の事業の計画が一本化されるということで、治水につきましてはそちらの方に一体化するということでありまして、治山事業をどうするかという取り扱いが問題になったところであります。

その観点では、一昨年制定されました森林・林業基本法、それに基づきまして策定された森林・林業基本計画の中で、森林の多面的な機能の持続的な発揮ということの重要な内容として、森林の整備と森林の保全が明確に位置づけられている状況であります。そういうことも考慮しまして、それから、先ほどご説明しました機能が低下した森林に対する対応を踏まえまして、森林整備事業と治山事業に関する計画を一体化して効率的にやっていく必要があるだろうということで、森林法の体系の中で、長期計画につきましても対応したいという判断がなされたわけであります。

そういう趣旨で改正が行われますが、その中身につきましては、「改正の概要」に書いてありますとおり、１つは森林計画制度の改正であります。これも先ほど申し上げました治山事業との関係で、全国森林計画等の中に、森林の整備に加えまして、新たに森林の保全の目標を位置づけるということを考えております。

そうしたことで、長期計画につきましては、これまでの森林整備事業計画、これは造林、林道を内容とした長期計画でありますけれども、これに保全の主たる事業であります治山事業に関する計画を統合いたしまして、森林整備保全事業計画を新たに創設するという内容になっております。こうしたことを通じまして、森林整備事業と治山事業の総合的かつ効果的な推進を図ることとしたいと考えております。

もう１つ、適正な管理が行われない結果、高齢級の人工林におきましてももやし状の森

林がふえて、災害の危険性が非常に多くなっているという状況を踏まえまして、特に保安林におきます複層林化の推進、これは森林・林業基本計画でも複層林化を今後推進していくことにしておりますので、これまで複層林に必要な抜き切りであります択伐を行う場合、許可制という位置づけになっていたわけですが、これを間伐と同様に届出制として事務を簡素化して、保安林における複層林施業の促進を図りたいという改正であります。

施行時期でありますが、森林計画制度の改正につきましては平成16年４月１日から施行するということで、ほかのものにつきましては公布の日から３カ月以内に施行するという内容になっています。これは全国森林計画、それから現在の長期計画の計画期間が、それぞれ15年度末になっておりますので、こういう位置づけにしているというところであります。

なお、治山と治水の関係につきましては、先ほどもご説明がありましたように、国交省におきます重点計画法案において、治水事業と治山事業を調整するという規定が設けられると同時に、森林法におきましては、関係大臣との協議ということで、国土交通大臣との協議が位置づけられていますので、従来どおりの連携が図られると考えております。

以上であります。

○木平会長　ありがとうございました。

森林整備事業と治山事業とを統合化するということと、保安林の中での人工林の複層林施業を推進していくということ、この２つを目玉にした改正だという説明ですが、これについて、委員の皆さんからご意見をお願いいたします。

○太田委員　ただいまの計画課長のご説明、基本的に了承したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

多少個人的でございますけれども、ちょっと感じたことを述べさせていただきます。流域という観点から見ますと、治山治水緊急措置法の中で、治山と治水は一体でやってきたということでございますけれども、それが国交省の計画の変更ということで、国交省の内部の統合はよろしいんですけれども、治山治水というふうに両方にわたっているものについて、そういう形になったというのは、流域を一体に考えるという立場の上からは、形式的にはマイナスだろうと僕は思っております。

しかし、実は森林の方の関連からまいりますと、森林計画といわれておりましたけれども、私は治山というか、そちらの専門ですが、かつては私は林業計画と思っていたわけで

す。それが森林・林業基本法に基づいて本当の森林計画となるという状況のときに、治山の計画を一体でやるということは、森林の整備、あるいは実態ではプラスだろうと僕は思っております。そういうことですので、最後に計画課長からお話がありましたように、流域という観点では、今後とも治水とに連携を取り合うということの上で、森林の多面的機能を総合的に発揮する森林計画なり何なりを推進していくについては、むしろ１つのチャンスではないかと個人的には思っております。

そういうことで、特に何をいいたいというわけではございませんけれども、多面的機能を真に発揮していく森林整備、森林計画を進めていく上で、より一層頑張っていただきたいと感じております。その中に先ほどの山村の振興の話等も全部含んできていることであって、そういう意味では、非常に大きな転換点といいますか、林政の１つの変わり目ということだろうと思っております。私の個人的な意見で申しわけありませんけれども、基本的に了承しておりますので、ぜひそういう形で推進していただければありがたいと思っております。

以上です。

○木平会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○横山委員　たびたび済みません。市場の論理で林業を考えていくということと、それから、いわゆる独法化の流れの中で例えば緑資源公団が独法化する。そうしたときに、独法化の観点は、市場の論理になるべく従うような形で、その事業体のワーカビリティーを精査しようというような政策目的があると思うんですね。

ところが、分収造林のような政策が今後どういうふうに変化するのかということについて、私、よくわかっていないのですけれども、市場の論理に乗っかる部分と、先ほどから多面的機能、公益的機能といわれているものの観点でいうと、お金を出すに値するだけの事業なのかどうかということに対する納税者の納得という点との関連が、どうも私にはうまく整理ができていない。

私個人ができていないのかもしれませんけれども、そういう点で、森林計画と治山はある意味で公共財的な、公共サービスとして公共部門がなすべき仕事というような観点でとらまえられる。その一方で、経営の論理で林業として成り立たなければならないような方向での改革も、緑資源公団の例のようにそれなりの財務的な精査も行われてくる。この辺

の調整がどういうふうになっているのかということについて、どこかで整理しておく必要があるのではないか。これはコメントです。

○辻森林整備部長　森林整備につきましては、１つは造林事業でやっているわけでありまして、もう１つは、治山事業による保安林整備、２つの事業があるわけでございますけれども、基本的には造林事業で一定の補助を出してやってもらう。コスト的にいけば、それが一番効率的だろうということで今まではやってきているわけです。これについては、私有財産の形成にもかかわるのにどうして補助を出しているのかということでありますけれども、森林には木材生産機能だけではなくて、国土保全とか公益的機能を有しているということで一定の補助を出しているわけでございます。

一方、治山事業につきましては、森林所有者なりそういう方にお任せをしていたら森林の整備が進まない。その結果、国土保全とかそういう機能に支障を来す。したがって、そこはどうしても国と都道府県の予算でやっていかなきゃいけない。これは保安林に限定されるわけでございますけれども、そういうすみ分けをしてきたところでございます。先ほどいいましたように、林業経営がだんだん厳しくなってきて、治山事業みたいなところで森林整備をしていかなきゃいけないというような状況になってきてございますけれども、コストという点からいけば、造林事業の方が効率的だと思ってございますので、今後ともそこらあたりを併用しながらやっていきたいと思っております。

それから、緑資源公団のところでございますけれども、緑資源公団は水源林造成をやっているわけでございます。これは市場性というよりも、今年度から水源林造成につきましてはすべてオール補助金、いわゆる国費の投入でやってございまして、そういう意味では、市場性の原理で事業をやっているわけではございません。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

私の方から１つコメントなんですけれども、保安林の複層林施業を進めていく。これはもちろんいいことなんですけれども、複層林というイメージは、ある部分、林分の姿のことをいっているんじゃないかと思うのです。私は、林分、ある部分の森林の内容をよくしていくことも必要ですけれども、それ以上に圧倒的に、もう少し広い地域の中でどういうような森林、あるいはどういうような形、どういうような樹種の森林を配置していくか。俗にいわれるランドスケープというような観点の計画もあわせて必要ではないかと考えて

おります。

以上です。

それでは、これについては終わりにいたしまして、松くい虫被害対策及び世界自然遺産候補地に関する検討会につきまして、ご説明をいただきます。

○飯田森林保全課長　それでは、ご説明したいと思います。

資料６「松くい虫被害対策について」をごらんください。

中身は２つございます。１つは平成13年度松くい虫特別防除の効果調査について、もう１つは薬剤防除自然環境等影響調査について、この２件でございます。この両調査につきましては、国会の附帯決議に基づきまして昭和52年度以降毎年実施しておりまして、その結果を林政審議会等で報告してきているものでございます。その13年度調査の結果ということでご報告したいと思います。

その前に、最近の松くい虫被害の現状と対策について、簡単にご説明したいと思います。同じ資料の後半をごらんいただきたいと思います。その１ページ、松林の現況でございます。松林の面積は現在199万ヘクタールになっております。

３ページ目、松くい虫被害の現状でございます。松枯れの原因につきましては、マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウによるものであることが科学的に明らかにされております。

この被害量ですけれども、右上の図をごらんいただきますと、ピーク時、昭和54年度に243万立米となっておりますけれども、最近はほぼ３分の１ぐらいの水準に減少してきております。しかし、平成12年度、13年度と若干増加傾向にあるという状況でございます。

４ページ目、被害発生の過程ということでまとめております。マツノマダラカミキリは体長が大体３センチぐらいでございますけれども、これが春から夏にかけて羽化して松から松へ飛び回ります。このマツノマダラカミキリの体に体長１ミリに満たないマツノザイセンチュウがくっついて一緒に移動するということでございます。このセンチュウが松の中に入りまして、松の生理異常をもたらし、松が枯れるというシステムになっております。

マツノマダラカミキリが飛び回る時期をねらいまして、特別防除、地上散布等を実施しております。これが５月から７月ごろでございます。もう１つ、マツノザイセンチュウに対する措置といたしまして、伐倒駆除という措置を８月から翌年の４月にかけて実施しているところでございます。

５ページ目、松くい虫被害対策の概要でございます。保全すべき松林に重点化いたしまして、先ほど申しました伐倒駆除等を実施しているところでございます。下の方に「なお」書きで書いてございますが、薬剤による防除に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ、安全かつ適正な実施を確保するとともに、特別防除の実施に当たっては、地域住民等の関係者の理解と協力が得られるように努めているところでございます。

６ページ目、松林保全対策の予算の概要でございます。国の予算、全体として大変厳しい中ではあるのですけれども、「非公共」の①の森林病害虫等防除事業をごらんいただきますと、14年度予算額に対しまして、15年度概算決定額は22億5,800万円。前年比109.1％ということで増額しております。

以上が最近の現状と対策の概要でございます。

また資料の最初に戻っていただきまして、１ページ目、平成13年度松くい虫特別防除の効果調査についてでございます。まず、調査の方法でございます。特別防除を実施している32県で、それぞれ特別防除を実施している特別防除区１カ所に対して、特別防除を実施していない非特別防除区２カ所を調査区として設定いたしております。この各調査区において毎木調査、１本ごとに調査いたしまして、年度当初の健全な松の木の本数に対する被害木の本数の割合、これを被害本数率といっておりますけれども、これを把握しております。

２番目に「平成13年度調査区の概要」とありますけれども、基本的に平成13年度もこれまでとほぼ同様の方法で実施しているところでございます。

２ページ目、この調査の結果の概要を取りまとめております。１「被害本数率」を見ていただきますと、13年度につきましても、これまでと同様に、特別防除区の被害本数率は0.9％と１％未満で推移しております。これに対して、被特別防除区は7.4％で、特別防除区と比べると差が明らかになっております。

２「被害本数率の分布」を見ていただきますと、被害本数率１％未満の調査区が全体で約６割を占めております。これに対して、下の方の非特別防除区は、１％未満のところの割合は約１割ということで低くなっております。また、被害本数率６％以上のところで比較いたしますと、特別防除区につきましてはそうした調査区はゼロになっているのに対して、非特別防除区では全体の約４割を占めております。

また１ページ目に戻っていただきますと、最後の２行でございますが、以上のような結果から、特別防除区では非特別防除区に比べ、被害程度は総じて低くなっていると見られることから、特別防除の効果は上がっているものと考えられるということでございます。

次に３ページ目、平成13年度薬剤防除自然環境等影響調査でございます。この調査の趣旨は、特別防除による自然環境等への影響を把握するため、薬剤散布後の植生、動植物等の変化を調査しております。

平成13年度は、９県で特別防除を実施した地域である散布地域と特別防除を実施していない地域である無散布地域とをそれぞれ調査区として実施いたしました。

散布薬剤は、特別防除用の農薬として登録されております２種類、有効成分はいずれもフェニトロチオン、ＭＥＰ（メップ）でございます。資料の上段の方は乳剤で、約20日間を挟んで２回の散布を実施しております。下段はマイクロカプセル剤で、１回の散布ということになっております。

４ページ目、この調査結果の概要を取りまとめております。１「林木及び下層植生」につきましては、全県で薬剤散布の影響は認められませんでした。

２「野生鳥類」につきましても、種類数、生息数、営巣野鳥の繁殖状況について、薬剤の散布の影響と思われる傾向は認められませんでした。

３「昆虫類」は、生息数等が薬剤散布後に減少いたしましたが、１カ月後までにほぼ回復しております。

４「土壌動物」についても、薬剤の影響と思われる一定の傾向は認められませんでした。

５ページ目、５「水生動植物」でございます。まず、一番上の魚類につきましては、いずれも遊泳異常等は認められておりません。死亡魚のあった４県につきましては、いずれの死亡魚体からも薬剤は検出されておりません。大雨による増水等が原因と考えられております。また、５県で生育魚体内から薬剤が検出されましたが、日数の経過とともに濃度は減少しております。

次の水生昆虫、ミジンコ、水生植物については、調査ができた県では薬剤散布の影響と思われる傾向は認められませんでした。

６「土壌、河川及び大気における薬剤の残留」についてでございます。土壌では、検出濃度は経時的に減少し、散布３カ月後には非常に微量な濃度になっております。河川水でも、濃度は散布後、経時的に減少し、散布２日後にはすべての県で厚生労働省による指針

値以下に減少しております。大気につきましても、散布後、濃度は経時的に減少し、散布２日後にはすべての県の散布区域内で環境省による気中濃度評価値以下となっております。

以上が調査結果の概要となっております。

また３ページに戻っていただいて、２をごらんいただきたいと思います。「平成13年度調査結果の概要ということでまとめております。「平成13年度の調査においては、例えば昆虫類の生息数は薬剤散布後減少するが１カ月後までに概ね回復しているなど、各調査項目にみられる影響はいずれも一時的なものであり、自然環境等に大きな影響は認められなかった。なお、昭和52年度から平成12年度までの調査においても、自然環境等に大きな影響の認められる報告はなかった」ということでございます。

以上が松くい虫被害対策についてのご説明でございます。

続きまして、資料７「世界自然遺産候補地に関する検討会について」をご説明したいと思います。

１ページ目、検討会の趣旨及びスケジュールについてでございます。まず、検討会の趣旨ですが、我が国は平成４年に世界遺産条約を締結し、平成５年に我が国最初の世界自然遺産として屋久島及び白神山地が登録されております。林野庁といたしましては、環境省ほか関係省庁、地元関係者等と連携いたしまして、これらの推薦から登録後の保全管理措置について対応してきたところでございます。また、現在、世界遺産委員会におきましては、各国が世界自然遺産の推薦を行う場合の暫定リストの事前提出を義務化する方向で検討しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、林野庁では、環境省と共同いたしまして、学識経験者から成る検討会を設置し、我が国国内に今後５年程度の間に新たに世界自然遺産として推薦できる地域があるかどうかを学術的見地から検討することといたしました。

検討会のメンバーでございますけれども、岩槻放送大学教授を座長に、全部で各分野の専門家の方、７名の方にお願いしております。

検討会のスケジュールでございますけれども、第１回の検討会を３月３日に開催したところでございます。今後、５月までの間に全部で４回の開催を予定しているところでございます。

本検討会におきましては、学術的見地から、自然遺産としての要件を満たし得る地域があるかどうかについてご検討いただくわけでございます。そうした地域を検討会の方から

ご報告いただきましたときには、その後、行政サイドで関係自治体との調整なり保護管理措置の確認などの作業を経まして、林政審議会等のご意見も伺った上で、政府として暫定リストの作成、さらには遺産推薦の手続に進むということになります。

２ページ目、世界遺産条約に関する概要を説明しております。

３ページ目、これまでの世界自然遺産の登録状況についての資料でございます。

４ページ目、世界自然遺産、複合遺産も含めて、最近の申請数と実際に登録された数の推移を示しております。

５ページ目、世界自然遺産の登録基準の概要ということで、実際に登録される場合の登録基準、クライテリアを説明してございます。

６ページ目、世界遺産の暫定リストの概要ということで資料を添付しております。後ほどごらんいただければありがたいと思います。

説明は以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

ただいま松くい虫被害対策のことと世界自然遺産の委員会を設置することについてご報告がありました。

まず、松くい虫の防除について、私の方から少し追加説明をいたしたいと思います。

松くい虫特別防除にかかわる効果調査、それから薬剤にかかわる自然環境調査については、本審議会の特別委員である小林一三委員の専門調査事項ということになっております。小林委員は現在、秋田県立大学の先生です。本来ですと、小林委員に出席の上、ご意見をいただきたかったのですけれども、きょう所用でいらっしゃらないので、私あてに、効果の調査、それから環境影響調査についての報告をいただいておりますので、その文章を読み上げさせていただきます。

「平成13年度松くい虫特別防除の効果調査及び薬剤防除自然環境等影響調査について、関係書類を精査した結果、本調査は適正に実施されており、特別防除の効果調査については、特別防除区が非特別防除区に比べて被害本数率が低く、その効果があがっていると認められること、また、薬剤防除自然環境等影響調査については、各調査項目において薬剤散布の影響と思われる傾向は認められなかったことを報告します。」こういうように私あてに報告をいただいております。

これを含めまして、松くい虫の問題、それから世界自然遺産のことについて、皆さんの

ご意見、ご質問をいただきたいと思います。
○鷲谷委員　松くい虫被害対策についてですけれども、私は専門が生態学ですから、生態学からの見方で、やや疑問があるということを発言させていただきたいと思います。

これまでの対策で、局所的には効果が上がっていると思うんですけれども、被害の拡大は恐らく十分防ぎ切れていないので、今も松枯れに関してはかなり問題が大きいと思うんです。重点を置く政策に関して、もしかしたら根本的な見直しが必要なのかという印象を持っております。

人の病気も同じですけれども、どんな生き物の病気も、単に病原生物が入ってきたら病気になるというものではなくて、さまざま生活上の要因、ストレスといっていいと思うんですけれども、そういうものの素地があって初めて病原生物が入ってきたときに発症するということだと思うんですね。松枯れに関しても恐らくそういう問題構造、もういろいろいわれていることはあると思うのですけれども、大気汚染や土壌環境が変わって、菌根菌の働きが弱まってしまっているようなことがあるために、マツノザイセンチュウなどがもたらされると、すぐ病気にかかってしまうというようなことがあると思うんですね。

もちろん病原菌を運んでくる虫をたたくというのは予防等に意味がないことではないと思うんですけれども、調査はされて、影響はないという調査が出ていますが、こういう調査で科学的に影響がないというのはそれほど容易なことではないんです。生態系には多様な要素が含まれていまして、この調査では見えないけれども、もしかしたら生態系全体の生き物にとって若干問題が生じているということもないとはいえないと思うんです。

もちろんこういう薬剤を使った防除に頼らなければならない面もなくはないと思うんですが、ほかの対策と総合的に進めていくというような方針をまず出した上で、薬剤に頼らなければいけないのはどういう理由で、どういう場面なのかを明らかにして実施するという姿勢が必要ではないかと思います。病原生物だけに目を向けて説明して、対策もそうなって――参考資料の方を見せていただきますと、やや総合的にとらえられているんで、きっともうそういう見方はあると思うんですけれども、総合的な問題構造の把握による対策、総合的にということは今後は重視していく必要があるんじゃないかという印象を持っております。
○木平会長　病原そのものだけではなくて、その素地になるものを含めた総合対策についての今のご指摘に対して、林野庁の方で何かコメントがあれば。

○飯田森林保全課長　お答えいたします。　参考資料の５ページをごらんいただきますと、保全すべき松林ということで重点化いたしまして、薬剤による地域の実情に応じた形での総合的な対策を進めているところでございます。薬剤の散布だけではなくて、一方では、保全すべき松林の周辺での広葉樹林等への転換による保護樹林帯の造成、さらには、新たな技術ということで抵抗性マツの苗木を植えたり、あと生物的な防除の手法とか、そういういろいろな技術開発、研究者の知見を踏まえまして総合的な対策に取り組んでいるところでございます。

　もう１つ大切なのは、地域の環境との調和ということでございまして、そこは例えば、薬剤防除、特別防除をする場合は、必ず地域の住民の方々に、その安全性、効果、そういったことにつきましてご説明して、ご納得していただいた上で実施しているということでございます。そういう総合的な取り組みによりまして、全体としての松くい虫被害対策を着実に進めていきたいと思っております。

○加倉井委員　ちょっと関連で。

○木平会長　はい、どうぞ。

○加倉井委員　生態系の話が出たんで、ちょっとお話ししたいんですが、前に朝日新聞に、松くい虫は大気汚染によるものだという、どこかの大学の先生か何かがいった発言がバーンと大きく出て、それ以来、実は松くい虫は大気汚染だというふうに考えている人たちが圧倒的にいるんですよ。

　私どもＮＨＫは、松くい虫の被害、虫のせいということをさんざん映像でやったことがあるんで、一体どうなんだ、どっちが本当なんだということになると、実はそのときも林野庁からそういう説明はなかったんですね。朝日がいったら、これは大抵の人はそうだと思う。新聞というのは間違いがあるんですよ。放送も間違いをやっているんですけれども、しかし、一般の人は、新聞に出たら正しいというふうに見ちゃうわけです。それに対して林野庁から何の反撃もなかったんです。

　そのときにある有名な作家が、これも朝日新聞に出たんですが、「松くい虫被害が虫のせいなんていうのは間違いだと私も思っていた」と。そうしたら、大気汚染のせいだというんで、これはそうだと我が意を得たりというコメントがまたバーンと大きく出て、これも林野庁は何の反撃もしないんですよね。

実は私どもの中の人間から、「おまえのいっていることはうそだろう。おまえは松くい虫がセンチュウをあれして枯れるという。何をいっているんだ。見ろ、朝日を」ということをいわれたんです。私は「いや、それは違う。結核患者が大気汚染のところに行ったらひどくなるけれども、それは大気汚染のせいではなくて結核菌のせいなんだよ。ただ、大気汚染が影響することは間違いないだろう」。

私は素人ですから、素人にわかりやすいそういうことをいったんですけれども、今おっしゃったように、これは生態系の関係も当然あるでしょうね。ただ、非常に強い病気というか病虫害ですから、生態系の方が弱くて、虫の方が圧倒的に強いかもしれません。しかし、いずれにしろそれをきちんと国民に説得しないと、この話は、薬剤散布なんかやるなよという話になるんですよ。ご説明の責任があるということを申し上げたい。今の説明も、何をいわれているのかわかりません。今の発言をそのまま出したら、国民は納得しないと思いますよ。いかがでしょうか。

○加藤林野庁長官　松くい虫の原因が何かということは、今いわれましたように、いろいろな説が出ていることは間違いないんですけれども、我々として科学的に見ていけば、今鷲谷委員もいわれたストレスの問題はあるかもしれないとしても、松が今のように大面積に枯れているということについては、直接的にマツノザイセンチュウによることは間違いないのです。実はその議論があって、それで実際に薬剤をまいていることは効果があるのか。それを証明すべきじゃないかという議論があったものですから、この調査をやっている。今示しましたように、実態としても、薬剤をまいたところと薬剤をまかないところでは明らかに被害の状況が違う。これは間違いないわけです。そういう意味では、薬剤をまいていることの効果はこの表を見ていただけば、おわかりいただけるのではないかと思っております。

大気の汚染の問題もありますけれども、実は松くい虫の被害は明治時代からありまして、戦後すぐの段階でかなり大幅に出たわけです。当時はまだ、松の被害が出ますと、それを薪に使うということで、ある意味では徹底的な伐倒ということで終息を迎えていたのですけれども、今終息していかないということは、被害が出ても放置されている。それを薬剤で全部処理できるのかということでいきますと、なかなかそうはなっていかないということがありまして、それで保全する対象を限っているわけでございます。

高度公益機能松林というのは、今、正確な数字は覚えていませんけれども、たしか20万

ヘクタールぐらいのレベルになっているのではないかと思います。200万ヘクタールぐらい松林がある中の実は１割ぐらいを一生懸命守ろうということをしてわけでございまして、そういうことでいけば、逆に９割のところの被害はかなり放置されてしまっているというのが実態になっているわけでございます。

我々として、どういうふうにしたら薬剤をまかないで松くい虫を終息させていくことができるのか。あるいは、少なくとも守るべき林についてはそういう形をどういうふうにしたらとれるのかということでありますけれども、被害が全体的に蔓延しているわけですから、そこの場を隔離していくことがどうしても必要ではないか。要は、松くい虫が飛んできて、そこで被害が起こるわけですので、それを隔離するということで、その被害の周りにおいては、ここの言葉でいきますと「被害拡大防止森林」と書いておりますけれども、樹種転換して、松を２キロぐらいの幅でなくしていく。そうすると、松くい虫は飛ぶのが大体２キロだといわれていますから、そこの間が隔離ができるということでありまして、そういった方向性を今一生懸命やっているところであります。

もう１つは、本当に松が必要だというところについては、被害があった後にはできるだけ抵抗性マツに植えかえるという形で抵抗性をつけていく、そういうものをとっていきたいということでございます。実は天敵とかほかのいろいろな対策についても、森林総研でも検討していただいているわけですけれども、今の被害の大きい状況の中で天敵で予防していくということはなかなかできないのが実態でありまして、そういう点は、やはり薬剤でやっていかざる得ないというのが現状ではないかと思っております。

○鷲谷委員　どんな物事でもそうだと思うんですが、何が原因か１つに特定するんじゃなくて、いろいろな要因がどういうふうに作用し合っているかということを把握して、有機的に対策を考えていくことが必要ではないかと思うんです。

もちろん病原生物がなければ、今ここで問題にしているような病気は起こらないと思うんですけれども、抵抗性が弱まっているところに病原生物が入ってきたときに発症するということだと思うんです。松の抵抗性が低くなってしまったことには、松林の手入れが十分でないこともあって、松の菌根菌などの活性が落ちているということもあるでしょうし、いろいろな意味での汚染、針葉樹は広葉樹などより大気汚染に弱いことは確かなんですね。

そういうこともありますので、そういう条件の中でマツノザイセンチュウが入ってくることで病気になっている。原因はこれだけという言い方ではなくて、対策の中の１つとし

て病原生物を運ぶベクターをたたくことも重要だというような説明だったら納得しやすいと思うんですけれども、それだけを強調して問題をとらえるということで誤解を呼んでいる。あれか、これか、どちらかというのは恐らく無益な議論だと思うんです。どちらもといってしまうことの方が問題解決につながりやすいんじゃないかと思うんです。

いずれの場合にしても、科学的なデータはそれほど十分ではないと思います。恐らく問題のとらえ方の枠組みがそうなれば、科学的な調査研究なども進みやすくなると思うんです。もしかしたら今までは結論が先にあって、そこに引っ張れた研究になっていた可能性もなくはないような気がいたします。

○岡島委員　関連でちょっといいですか。

○木平会長　はい、どうぞ。

○岡島委員　もう終わりたいでしょうから簡単に。今のお話、私も加倉井さんと同じような意見です。林野庁はやっぱり説明ができていないと思うんです。長官が「この表を見ればわかる」といったって、表を見てわかる人なんか、そんなにいないんですよ。一般の人はわからないわけだから、この表のこととか、鷲谷さんのおっしゃった正論をちゃんと ──皆さんはいろいろな論議議論を積み重ねてきて今の結論に達している。その積み重ねた議論を理解してきているわけですね。ところが、一般の人は結果の議論を聞いたってわからないわけだから、積み重ねた議論を公開して、しかも、その辺のところをやさしく伝えないと、カミキリ虫みたいなあんなでっかいのを端からバーッと殺していくというのは、一般の感覚からいっても、だれが見たっていいとは思わないわけです。

ですから、じゃ、その辺のところをどうしよう。私どももこれだけではないと思う。しかし、今考えられる最善の方法として、私どもは薬剤をまくことを考えているんだというようなところまでちゃんと説明していただく。どこの新聞に書かれようが、どこのテレビに出ようが、その辺のところをできれば学校教育のところからやっていって、みんなで考えましょう。あなたがいい提案をしてくれたら、林野庁はそれを採用しますよ。そういうスタイルを出していただければ、もっとわかるんじゃないかなと思うわけです。

○木平会長　ありがとうございました。

有馬委員、どうぞ。

○有馬委員　私はもうちょっと素朴なことで、これはお願いでございますけれども、特にこの表の中で、非特別防除区と特別防除区とに分かれている。非防除のところのパーセン

トは55カ所を平均されたということですが、やはりこの55カ所の分布をちゃんと示していただきたいと思うのです。ストレスは恐らくその地域によって違うということも説明しやすいだろうと思います。どうも平均というのは、何となくわかったような、わからないようなところがあろうかと思います。

　と同時に、このパーセント、10%以下というのをどういうぐあいに読むかということだろうと思うんですね。それから、今度は防除区の方がそれとコントラストに対応しているかどうか。これは恐らく統計的、地域的な面で考慮されていると思いますけれども、そのあたりを少し明快にしておいていただくのが一番、今のお答えに答えられる道ではないかという感じを受けました。これは非常に貴重なことでありますので、なるべく明確にしていただければと思っております。

○木平会長　ありがとうございました。

　松くい虫につきましては、学界でもすべて意見が一致しているわけではなくて、議論が続いているわけです。しかし、行政の方は議論で終わるわけではなくて、具体的に予算を使い、人を使って被害対策をやらないといけないので、可能なところから着手しておられると思います。しかし、これからは、できましたら、総合的というか複眼的な立場でご検討いただきたいと思います。また、委員の方から指摘がありましたように、説明を常に続けてやっていただきたいとお願いしたいと思います。

　それでは、松くい虫の問題及び世界自然遺産の検討委員会を設けるというご説明について、このあたりで終わりにしたいと思います。

　そのほかに何かございますか。

　なければ、以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

午後０時01分　閉会